

10 法律の名称、施行期日その他の事項関係

○法律の名称について

	現行	三党案
題名	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
構成	第一章 総則 第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置 <u>第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置</u> 第四章 雜則 第五章 罰則 附則	第一章 総則 第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置 <u>第三章 派遣労働者の保護等に関する措置</u> 第四章 雜則 (※) 第五章 罰則 附則
目的規定 (第1条)	この法律は、職業安定法と相まって労働力の需給の適切な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もつて派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。	この法律は、職業安定法と相まって労働力の需給の適切な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等に関する措置を講じ、もつて派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

※三党案で第三章に追加されている事項

- ・雇用契約期間が2か月以下の労働者派遣の禁止
- ・未払賃金に関する責任等派遣先責任の強化
- ・マージン等の情報公開
- ・違法派遣の場合の直接雇用みなし制度 等